

白河市中小企業経営合理化資金金融資制度信用保証料補助金交付要綱

平成20年12月1日

告示第165号

改正 平成21年4月1日告示第62号
改正 平成22年4月1日告示第52号
改正 平成23年3月31日告示第31号
改正 平成24年3月30日告示第30号
改正 平成24年8月7日告示第92号
改正 平成25年3月22日告示第30号
改正 平成26年3月5日告示第20号
改正 平成27年3月18日告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の経営合理化を図るため、白河市中小企業経営合理化資金金融資制度要綱（平成17年白河市告示第74号。以下「市資金融資制度要綱」という。）による融資を受けた者に対し、予算の範囲内で当該資金借入れに係る信用保証料（以下「保証料」という。）の補助を行うことを目的とする。

(保証料補助金の範囲)

第2条 保証料補助金は、市資金融資制度要綱に基づき融資を受けた者に対し補助するものとし、その額は、市資金融資制度要綱第5条第7号の表に規定する市制度信用保証料率により算出された保証料相当額を基本として、融資期間が36ヶ月以下の者にあってはその全額を、融資期間が36ヶ月を超える者にあっては、保証料相当額を融資月数で除した額に36を乗じた額をそれぞれ限度とする。ただし、申請時における当初契約期間のみを対象とし、融資契約期間経過後の分はこれを適用しない。

(補助金交付申請及び手続)

第3条 この要綱による補助金を受けようとするものは、信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）を金融機関及び福島県信用保証協会を経由して市長に提出しなければならない。

(保証料補助金の交付)

第4条 市長は、提出された信用保証料補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金交付を決定したときは、信用保証料補助金交付指令書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。
(保証料補助金の交付の取消し及び返還)

第5条 市長は、保証料補助金の交付指令書又は補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金の交付対象となった融資の全部又は一部の繰上償還を行い、保証料の返戻金があったとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

信用保証料補助金交付申請書

年　月　日

白河市長

住 所
申請者 業 種
事業所名
氏 名

白河市中小企業経営合理化資金融資制度要綱に基づき融資を受けましたので、白河市中小企業経営合理化資金融資制度信用保証料補助金交付要綱第3条の規定により信用保証料補助金の交付について申請します。

記

1 申請金額 円

2 申請金額の明細

借入金融機関名	借 入 額	借 入 期 間	保 証 料 額	算 定 式	補 助 金 額
	千円	自 年 月 日 至 年 月 日 月	円 保証料額 × ——	円	

申請者指定金融機関名及び口座番号 金融機関名 銀行 支店

口座番号 (普通・当座) フリ 名 カナ 義

上記申請に係る信用保証料を 年 月 日 収納しました。

年 月 日

福島県信用保証協会白河支店長 様

指定金融機関

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

白河市長

福島県信用保証協会白河支店

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

白河市
様

白河市長 印

信用保証料補助金交付指令書

白河市中小企業経営合理化資金融資制度信用保証料補助金交付要綱に基づき、 年
月 日付けをもって申請がありましたので、審査の結果、信用保証料補助金を下記の
とおり交付します。

記

補助額 一金 円也

- 交付条件
- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが認められるときは、この補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる。
 - 2 融資の全部又は一部の繰上償還を行い、信用保証料の返戻金があったときは、当該返戻金に相当する額を返還すること。